

特定非営利活動法人 こども・コムステーション・いしかり 定款

第1章 総則

第1条（名称）

この法人は、特定非営利活動法人 こども・コムステーション・いしかりという。ただし登記上は こどもコムステーションいしかり と表示する。

第2条（事務所）

この法人は事務所を石狩市に置く。

第2章 目的及び事業

第3条（目的）

この法人は、子どもに対して芸術文化体験、生活文化体験の機会の拡充をはかり、子どもの全人的成長に寄与し、子どもの社会参画をすすめる。また子育て支援の事業や子どもに関する諸団体との交流を通して子ども自ら育つ地域社会づくりをすすめることを目的とする。

第4条（活動）

この法人は前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- （1）社会教育の推進を図る活動
- （2）まちづくりの推進を図る活動
- （3）文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- （4）子どもの健全育成を図る活動

第5条（事業）

この法人は第3条の目的を達成するために次の特定非営利活動に係わる事業を行う。

- （1）子どもの芸術文化体験、生活文化体験の企画開発とサポート
- （2）子育て支援活動
- （3）子どもに関する活動の連絡、調整

- (4) 文化事業の企画および協力、提携
- (5) 出版および広報活動、調査活動
- (6) 各分野エヌピーオーや地域などとの連携、ネットワークづくり
- (7) その他目的を達成するために必要な諸活動

第6条（収益事業）

この法人は、特定非営利活動の円滑な遂行に資するため、次に掲げる、収益事業を行うことができる。

- (1) 物品の斡旋及び販売
- (2) 役務の提供

第3章 会員

第7条（会員の種類）

この法人の会員は次の4種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。 団体正会員の票数は個人正会員と同じとする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、活動を推進する個人及び団体
- (2) 活動会員 この法人の目的に賛同して入会し、活動に参加する個人及び団体
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会し、活動を支援する個人及び団体
- (4) ボランティア会員 この法人の目的に賛同して入会し、ボランティアとして協力、参加する個人

第8条（入会）

この法人に会員として入会しようとする者は、入会申込書に入会金と初年度の会費を添えて申し込まなければならない。ただし、理事会が認めたものについては、この限りではない。

- 2. 入会の承認は理事会が行う。
- 3. 初年度会費の金額等は、総会の議決を経て別に定める。

第9条（会費）

会員は会費を納入しなければならない。ただし、理事会が認めたものについては、この限りではない。

2. 会費の種類、金額、納入方法等は、総会の議決を経て別に定める。

第10条（会員の資格喪失）

会員が次の各号の一つに該当する場合には、その資格を喪失する。

- （1）退会したとき。
- （2）会員である個人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- （3）2年以上会費を滞納したとき。
- （4）除名されたとき。

第11条（退会）

この法人を、退会しようとする者は、退会届を理事会に提出することにより、任意に退会することができる。

第12条（除名）

会員が次の各号の一つに該当する場合には、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- （1）この法人の定款又は規則に違反したとき。
- （2）この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第13条（会費等の不返還）

会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員等

第14条（役員）

この法人に次の役員を置く。

- （1）理事 8名以上16名以内

(2) 監事 1名以上2名以内

2. 理事のうち、1名を理事長とする。

3. 理事のうち、副理事長2名以内、専務理事1名、常務理事2名以内をおくことができる。

第15条 (役員を選任)

役員は、総会において選任する。選任の方法は、総会の議決を経て別に定める。

2. 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事の互選により定める。

第16条 (役員職務)

理事長はこの法人を代表し、その活動を取りまとめる。

2. 副理事長、専務理事及び常務理事は、理事長を補佐し、日常の業務を執行し、理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、席次の順に従いその職務を代行する。

3. 理事は、業務を執行する。

4. 監事は、特定非営利活動促進法第18条に定める職務を行う。

第17条 (役員任期)

役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠又は増員による役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務をおこなわなければならない。

第18条 (役員解任)

役員が次の各号の一つに該当する場合には、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の業務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

第19条（役員報酬）

役員には、報酬を支給しない。ただし、常勤の役員には、役員総数の3分の1以下の範囲内で、総会の議決により報酬を支給することができる。

2. 役員には費用を弁償することができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事会が別に定める。

第20条（事務局）

この法人に事務局を設ける。

2. 事務局に職員を置くことができる。職員を置く場合は理事長がこれを任命する。

3. 事務局の運営及び職員に関する必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第5章 会議

第21条（種別）

この法人の会議は、総会及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

第22条（構成）

総会は正会員をもって構成する。

2. 理事会は理事をもって構成する。

第23条（権能）

総会はこの定款で別に定めるもののほか、事業活動計画及び活動予算、事業活動報告及び活動決算、その他この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

2. 理事会はこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) 理事会として総会に付議する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第24条（開催）

通常総会は、毎年1回開催する。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - （1）理事会が必要と認めるとき。
 - （2）正会員の3分の1以上の者から会議の目的たる事項を示して請求があるとき。
 - （3）特定非営利活動促進法第18条第4号に定めるところにより監事が召集する時。
3. 理事会は、次のいずれかの場合に開催する。
 - （1）理事長が必要と認めるとき。
 - （2）理事の3分の1以上の者から会議の目的たる事項を示して請求があるとき。
 - （3）監事から会議の目的たる事項を示して請求があるとき。

第25条（招集）

会議は、前条第2項第3号に定める場合を除き、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第2項第2号に定める場合には、請求の日から30日以内に会議を招集しなければならない。前条第3項第2号に定める場合には、請求の日から14日以内に会議を招集しなければならない。

3. 会議を招集する場合は、正会員または理事（以下「構成員」という）に対し、会議の日時、場所及び目的たる事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

第26条（議長）

総会の議長は、その総会に於いて、出席した正会員の中から選出する。理事会の議長は、理事の中から選出する。

第27条（定足数）

会議は、構成員の総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

第28条（議決）

会議の議事は、この定款に別に定める場合を除き、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第29条(書面表決等)

やむを得ない理由のため会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の出席構成員を代理人として表決を委任することができる。

2. 前項の場合において、書面又は電磁的方法による表決者又は委任者は、会議に出席したものとみなす。
3. 総会の議決について特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることはできない。

第30条(議事録)

会議を開会したときは、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 構成員の総数
 - (3) 会議に出席した構成員の数及び、理事会にあつてはその氏名（書面又は電磁的方法による表決者及び表決の委任者を含む）
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及び出席した構成員の中からその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、又は記名捺印しなければならない。
3. 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
 - (2) 前項の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係わる職務を行った者の氏名

第6章 資産及び会計

第31条

この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄附金
- (3) 財産から生ずる収益
- (4) 事業に伴う収益
- (5) その他の収益

第32条(資産の管理)

この法人の資産は、理事会の議決に基づいて、理事長がこれを管理する。

第33条(経費の支弁)

この法人の会計は、資産をもって支弁する。

第34条(事業会計、予算及び活動決算書)

この法人の会計は、特定非営利活動促進法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

2. この法人の活動計画及び活動予算は、毎事業年度、理事長が作成し総会の議決を経なければならない。

3. この法人の活動報告及び活動決算は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

第35条(暫定予算)

前条第2項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、活動予算成立までの期間に係わる暫定予算を作成し、収益費用を講じることができる。

2. 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

第36条(事業年度)

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌3月31日に終わる。

第37条(収益事業の会計)

収益事業の会計は、この法人の特定非営利活動に係わる事業に関する会計と区分処理を行う。

第7章 解散及び定款の変更

第38条(解散)

この法人は、総会の議決による解散をするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の承諾を得て、解散することができる。

第39条(定款の変更)

この定款は、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を得、変更することができる。この場合、特定非営利活動促進法第25条第3項及び第6項に規定する事項を除き、所轄庁の認証を受けて効力を得る。

第8章 雑則

第40条(公告)

この法人の公告は、事務所の掲示場に提示して行う。

第41条(雑則)

この定款の施行について必要な事項は、この定款で定めるものを除き、理事会の議決を経て別に定める。

附則

1. この定款はこの法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、この定款の定めにかかわらず、設立総会において定める別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、2004年5月31日までとする。
3. この法人の設立当初の事業年度の活動計画及び活動予算は、この定款の定めに係わらず、設立総会の定めるところによる。
4. この法人の設立当初の事業年度は設立の日から2003年3月31日までとする。

附則

2012年（平成24年）5月20日 一部訂正

この定款は認証のあった日（平成24年8月10日）から施行する。

これは現行定款である。

特定非営利活動法人こども・コムステーション・いしかり

理事長 伊藤美由紀